

## 参加説明書

### 1. 業務概要

- (1) 業務名：令和4年度沖縄らしい風景づくりに係る人材育成業務
- (2) 履行場所：沖縄県内
- (3) 業務目的：豊かな自然環境と固有の歴史文化から形成されてきたかつての沖縄の風景は、「美しい」と評された首里の都に代表されるように豊かなまちなみが形成されていた。しかしながら、戦争でその多くが失われ、復帰後の急激な社会基盤整備などにより沖縄の風景は大きく変化してきた。  
近年においては、国、県、市町村、関係団体などにおいて、風景まちづくりに対する取り組みが行われ、また、県民のまちなみ・風景に対する機運も高まってきている。魅力あふれる沖縄らしい風景づくりには、環境や景観に配慮したまちなみの整備とあわせて、個性豊かな風景づくりに貢献できる人材が必要となるため、平成25年3月に策定した「沖縄の風景づくりに係る人材育成計画」に基づく人材育成を実施する。
- (4) 業務内容：詳細は仕様書による。
- (5) 履行期間：契約締結の翌日から令和5年3月31日
- (6) 契約限度額：16,346,000円（税込）  
※当該金額は企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。
- (7) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募し、当該業務に係る実施体制、実施方針、特定テーマに関する技術提案等に関する提案書（以下「企画書」という。）の提出を求め、企画書の内容が業務の履行に最も適した者を受託者とするプロポーザル方式の業務である。

### 2. 参加資格

- 次に掲げる要件をすべて満たすものであること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
  - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
  - (3) 参加表明書等の提出期限の最終日から特定日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
  - (4) 参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）

く。)

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

(6) 技術士資格（「総合技術監理部門（建設一都市及び地方計画）」または「建設部門（都市および地方計画）」）または博士（工学：都市計画）を有し、景観に関する人材育成業務、景観学習業務等の実績のある統括担当者を配置できるものであること。

(7) 企業等は、当該業務の同種業務（※1）又は類似業務（※2）の実績があること。

※1 同種業務：景観に関する人材育成業務、景観学習業務等

※2 類似業務：景観計画策定や景観地区指定等、景観に関するワークショップ等の業務

(8) 業務担当者は、当該業務の同種業務又は類似業務の経験を有すること。

上記に該当しない技術者を配置する場合は、当該業務の同種業務又は類似業務の経験を有する者を補助技術者として配置すること。

(9) 当該業務の見積額が契約限度額であること。

(10) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。単独で応募する場合は沖縄県内に本店又は支店等を有する法人であること。共同企業体で応募する場合は、共同企業体の代表は沖縄県内に本店又は支店等を有する法人であること。なお、共同企業体の代表が支店等の場合は、その他の企業は沖縄県内に本店を有する法人であること。

共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする。

① 共同企業体を代表する事業者が応募を行う。

② 共同企業体を構成するすべての構成員が(1)～(5)の要件を満たす者であること。

③ 共同企業体を構成するどちらかの事業者が(6)～(8)の要件を満たす者であること。

④ 共同企業体を構成する事業者全体で(9)の要件を満たす者であること。

### 3. 応募方法等

#### (1) 参加表明書

ア 提出期間：令和4年5月10日（火）から令和4年5月20日（金）

休日を除く午前9時から午後5時まで

イ 提出書類：参加表明書、共同企業体協定書(共同企業体の場合)

ウ 提出方法：原則、郵送(配達を確認できる方法で送付する事)により提出とし、期日までに必着とする。やむを得ず持参する場合は事前に連絡すること。

エ 参加表明書の無効：応募資格条件を満たしていない者等は無効となる。

オ 内容変更について：提出期限後において、原則として参加表明書に記載され

た内容の変更を認めない（差し換え及び再提出は認めない）。

※参加表明書は【様式 1】にて作成し、「企業等の組織図」、「統括担当者の資格を示す書類及び略歴書」、「企業等の類似業務等実績」、「業務担当者の類似業務等実績及び略歴書」を添付し提出すること。また、共同企業体の場合、共同企業体協定書【様式 4】を提出すること。

## (2) 企画書

ア 企画書の提出期間：令和 4 年 5 月 10 日（火）から令和 4 年 5 月 24 日（火）  
休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで

イ 提出書類：企画提案提出書、企画書（7 部）

ウ 提出方法：原則、郵送（配達を確認できる方法で送付する事）により提出とし、  
期日までに必着とする。やむを得ず持参する場合は事前に連絡すること。

エ 企画書は以下の項目で作成するものとし、A4 版 15 ページ以内（表紙含む）とする。

(ア) 業務実施方針

(イ) 業務工程

(ウ) 業務実施体制

(エ) 特定テーマに対する技術提案

(オ) 人材育成に係る具体的提案（講師の選定及びプログラムなど）

(カ) 見積書

## (3) 質問事項について

質問事項がある場合は、質問書【様式 2】をメールで提出すること。質問を受けた場合、都市計画・モノレール課ホームページに回答を記載する。

質問書受付期間：令和 4 年 5 月 10 日（火）から令和 4 年 5 月 20 日（金）

## 4. 企画書の評価等

### (1) 企画書の評価基準

評価にあたってはプレゼンテーションを実施することとし、原則として企画書の内容を評価項目毎に次に記す評価により採点する。なお、応募者多数の場合は書類審査により 4 者程度を選考し、プレゼンテーションを実施する。また、応募申請者が 1 者の場合は、その 1 者でプレゼンテーションを実施する。

評価項目	項目ウェイト (配点)	評価の着目点	判断基準	評価点
実施方針 実施フロー 工程表 その他	20	業務理解度	目的、条件、内容の理解が高い場合に優位に評価する。	5
		実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	5
		工程表	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	5
		その他	業務に関する知識、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	5
業務実施 体制に 係る項目	20	実施体制	統括担当者及び業務担当者を適切に配置し、人材育成を実施できる体制になっているか(人員配置計画)。	10
		企業等の過去10年間の 類似業務等の実績	平成24年度から公告日までに完了した人材育成に関する同種または類似業務の実績はあるか。(5件以上を満点とし、4件以下は件数に応じて評価する。) ※1 同種業務:景観に関する人材育成業務、景観学習業務等 ※2 類似業務:景観計画策定や景観地区指定等、景観に関するワーク ショップ等の業務	5
		統括担当者の 過去10年間の 類似業務等の実績	平成24年度から公告日までに完了した人材育成に関する同種または類似業務の実績はあるか。(5件以上を満点とし、4件以下は件数に応じて評価する。) ※1 同種業務:景観に関する人材育成業務、景観学習業務等 ※2 類似業務:景観計画策定や景観地区指定等、景観に関するワーク ショップ等の業務	5
人材育成の 内容に係る 項目 (特定テーマ)	60	風景づくりサポーター、地 域景観リーダー	地域の自立した景観活動促進や地域住民の景観活動意欲向上に向けた企画内容となっており、その妥当性が高い場合に優位に評価する。	60

評価項目	評価の着目点	判断基準	
見積書	業務コストの妥当性	業務規模と大きく乖離がある場合、または提案内容に対して見積が不適切な場合は非特定	

## (2) 企画書に関するプレゼンテーション

日時：令和4年5月31日（火）（予定）

※令和4年5月26日（木）までに日程及び場所を決定し、企画提案者に連絡する。

企画提案者は、企画書により説明及び質疑応答を行う。説明時間は15分程度、質疑応答を10分程度とする。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からプレゼンテーションを中止し、書面での評価に変更する場合がある。加えて、企画提案者に対して電話等で技術提案書の内容について確認する場合がある。なお、変更となった場合は企画提案者に連絡を行う。

## (3) 特定・非特定通知

評価にあたっては、評価値の合計の最も高い者を受託者候補として特定する。

なお、評価値の合計が最も高いものが2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて選定する。ただし、選定委員会で採点する点数について、提出された企

画書の全てが 50.0 点を超えない場合は該当なしとする。

受託者の決定については、令和 4 年 6 月 3 日（金）までに決定する予定である。なお決定日に変更がある場合には、企画書を提出した者に通知する。

(4) 非特定者又は参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合（苦情申立て）

非特定者又は参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対してその理由について書面をもって以下のとおり説明を求めることができる。

① 提出期限：非特定の通知を行った日の翌日から起算して 5 日以内（休日を除く。）とする。

② 提出時間：休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで

③ 提出場所：沖縄県都市計画・モノレール課景観形成班  
（那覇市泉崎 1-2-2 県庁舎 11 階）

④ 提出方法：書面（様式自由）を持参することにより提出する。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

⑤ 回 答：説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して 5 日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対して、契約担当者から書面をもって回答する。

## 5. 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第 101 条及び契約書の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

## 6. 配置予定統括担当者等の確認

企画書に記載した統括担当者及び業務担当者等は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、「3. 参加資格」に掲げる要件を満たし、かつ当初の配置予定統括担当者等と同等以上の者を配置しなければならない。

## 7. 支払い条件

概算払い 進捗度合いに応じて 3 割以内

## 8. 諸経費

一般管理費は、（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10%以内

## 9. 火災保険の要否

否

## 10. 不可抗力による変更

現場条件の変更、天災等、受注者の責に帰さない事由により、企画書に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

## 11. 参加資格の喪失

本広告に示した参加資格のない者の評価又は参加表明書、企画書及びその他提出資料に虚偽の記載をした者の評価は無効とするとともに、指名停止を行うことがある。

なお、企画提案者であっても、提案後、指名停止措置を受け受注者の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。

## 12. その他留意事項

- (1) 契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び企画書の作成に関する費用は企画提案者の負担とする。
- (3) 提出された参加表明書及び企画書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び企画書は、選定以外に企画提案者に無断で使用しない。また、提出された参加表明書及び企画書は公開しない。
- (4) 提出期限以降の参加表明書、企画書の差し替え及び再提出は認めない。

## 13. 提出・問い合わせ先

沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課 景観形成班  
〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2 県庁舎 11 階  
TEL:098-866-2408 FAX:098-866-5938  
MAIL: aa065005@pref.okinawa.lg.jp